第２９回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

１　日　時：令和４年２月１日(火)　午前１０時００分～午前１２時３０分

２　場　所：千葉中央コミュニティセンター９階　９３会議室

３　出席者

（１）委員

本澤陽一委員、下井康史委員、石河勲委員、井原真吾委員、片桐美和子委員
栗原春江委員、立花幸司委員、中村直人委員、藤村剛委員

（２）事務局

久我総務部長、石川市政情報室長、北島主査、山崎主任主事

（３）実施機関

（消防局警防課）石垣課長補佐、相塲係長、生出消防士長
（市民局地域安全課）片岡課長、上林主査
（東日本電信電話株式会社）八島主査
（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）山口課長

４　議　事

（１）千葉市個人情報保護条例第７条第２項第９号の規定に基づく諮問
【個人情報の本人収集の原則の例外について】（消防局警防課）
（２）千葉市個人情報保護条例第７条第２項第９号の規定に基づく諮問
【個人情報の本人収集の原則の例外について】（市民局地域安全課）

５　概　要

議　事

（１）千葉市個人情報保護条例第７条第２項第９号の規定に基づく諮問
【個人情報の本人収集の原則の例外について】（消防局警防課）
（２）千葉市個人情報保護条例第７条第２項第９号の規定に基づく諮問
【個人情報の本人収集の原則の例外について】（市民局地域安全課）

６　会議経過

（石川市政情報室長）　本日は、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。市政情報室長の石川です。

会議に先立ちまして、総務部長の久我よりご挨拶を申し上げます。

（久我総務部長）　おはようございます。総務部長の久我です。

本日は、大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

現在、新型コロナウイルスの感染者が急激に増加しておりまして、本日の会議開催に当たりましても、マスク着用をはじめとしました感染拡大防止対策にご協力いただきましてありがとうございます。

本日の会議ですが、「個人情報の本人収集の原則の例外」について、２件ご審議をいただきます。

１件目ですが、８月の前回会議でご審議いただきまして、継続審議となりました、消防局の災害現場における個人情報の収集についてです。

２件目ですが、新規の案件です。昨年９月の市議会で「客引き行為等の防止に関する条例」が可決されました。それに関連しまして、繁華街における客引き行為をＡＩカメラにより検知する仕組みの有用性を検証するための、実証実験を行いたいと考えておりまして、この実証実験における個人情報の収集について審議をお願いするものです。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

（石川市政情報室長）　それでは、本澤会長、よろしくお願いします。

（本澤会長）　おはようございます。

それでは、ただいまから、第２９回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を開催します。

本日は、私を含めて９名の委員の皆様にご出席をいただいていますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第６条第２項の規定により、本審議会は成立しています。

本日の会議は、事前にご案内しましたが、公開の会議として開催しています。

傍聴される方は、お渡ししている傍聴要領に従って、傍聴をお願いします。

それでは、お手元の会議次第に従って、進めてまいります。

◆議事（１）　千葉市個人情報保護条例第７条第２項第９号の規定に基づく諮問【個人情報の本人収集の原則の例外について】（消防局警防課）

（本澤会長）　まず、議事（１）千葉市個人情報保護条例第７条第２項第９号の規定に基づく諮問【個人情報の本人収集の原則の例外について】（消防局警防課）を議題とします。

事務局及び実施機関から説明をお願いします。

（石川市政情報室長）　それでは、資料１をご覧ください。概要について、事務局と実施機関である消防局、それぞれからご説明します。

資料３については、「第７条第２項　収集先の制限」という資料です。手引の抜粋です。

議事（１）については、継続審議のものです。前回の会議において、諮問の前段階での整理が不十分で、委員の皆様にはご迷惑をおかけしました。

まず、資料１－２の「諮問の趣旨」のところです。

第８条第４号「個人の生命等の安全、緊急かつやむを得ない」に該当するかもしれないという議論が前回の会議でございました。

また、「個人の生命、身体」の解釈について、「直接的に個人の生命等を守るために限定されるのではないか」、また、「将来の消防士の方の生命にまで広げての解釈は難しいのではないか」などのご意見が前回の会議でございました。

その中で、諮問の趣旨の中に、どのようなことを諮問するのかを明確な形にして、整理した上で、第９号にて諮問するようにということで前回、ご意見がございました。

詳細は後ほど消防局から説明しますが、収集目的として３つを整理しました。

まず、「①　災害時対応」「②　評価・事後検証」「③　職員の教育資料」この３つを収集目的として行います。

「①　災害時対応」については、第４号に該当するということで、今回、諮問の対象外という整理をしました。

「②　評価・事後検証」、「③　職員の教育資料」について、今回、第９号に該当するということで、諮問します。

２番目、映像の貸出し先です。

前回の審議会で、「映像の貸出し先について、もっと明確にした方がよいのではないか」というご意見がありました。諮問資料や要綱で明確に記載しました。

３番目、要綱とフローチャートです。

前回の審議会で、「要綱とフローチャートが合っていない」というご意見がありました。また、原案では、フローチャートが要綱の一部のような作りになっていました。事務の流れを全て要綱に記載し、それに対応する形でフローチャートを修正しました。

４番目、映像の加工処理です。

前回の審議会で、「個人情報に配慮して、映像の加工をした方がよいのではないか」というご意見がありました。モザイク処理をするなど個人を特定できない形で編集する旨、諮問資料や要綱で明確に記載しました。

５番目、保管方法及び受渡方法です。

前回の審議会で「記録媒体の保管方法や受渡方法のフローを明確にした方がよいのではないか」というご意見がありました。要綱で明確に規定しました。

６番目、要綱の名称等です。

前回の審議会で「ウェアラブルカメラに限定した制度にしない方がよいのではないか」というご意見がありました。名称を「災害映像運用要綱」に修正しました。

７番目、記録媒体の表現（ＳＤカードやＣＤ－Ｒ）です。

前回の審議会で「今後、技術が進化することを踏まえ、要綱では抽象化した表現にした方がよろしいのではないか」というご意見がありました。ＳＤカードやＣＤ－Ｒについては、例示という形で要綱に記載しました。

詳細については、実施機関から説明します。

（相塲警防課係長）資料１－２をご覧ください。

まず、諮問の趣旨をご説明します。

「１　個人情報の収集目的」ですが、災害時における経験不足等による職員の危険予知能力の低下により、重大事故等が発生する蓋然性が非常に高まっている状況であることから、先ほどご説明させていただいた①～③の目的で利用するため、災害撮影用電子機器（ウェアラブルカメラ）を現場活動隊に配備するなどして、災害現場での消防活動状況を映像に記録することを検討しています。

「①　災害時対応」は、第４号に該当するので、説明は割愛します。

「②　評価・事後検証」は、災害現場で状況判断や安全管理体制について検証するものです。

「③　職員の教育資料」は、経験不足を補う人材育成資料として考えています。

今回は、この②、③について、諮問します。

資料１－２の１ページ、３番をご覧ください。

「②　評価・事後検証」や「③職員の教育資料」の目的で個人情報を含んだ映像情報を収集し、これを活用することにより、職員のノウハウの蓄積や知識・技術の向上が図られ、将来、災害が発生した際に救助される市民の増加や、活動中に殉職する消防職員の減少につながると考えています。

また、災害発生時における収集であることから、その場で本人から直接収集する時間的余裕がなく、本人の同意を得ることも困難であり、その他に適当な収集方法がありません。

このことから、「公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと認められるとき」の該当性について、今回、条例第７条第２項第９号の規定により諮問するものです。

２ページをご覧ください。

２の「条例第７条第２項第９号の該当性」についてご説明します。「（１）公益上特に必要がある」、また、「（２）当該個人を収集することが事務の性質上やむを得ない」

「（１）公益上特に必要がある」　について、災害現場の状況を映像として記録し、「評価・事後検証」、「人材育成資料」として活用することにより、市民や消防職員の安全の確保を図ることに資するため、公益上特に必要があると考えています。

「（２）当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ない」ですが、当該事務を遂行するに当たっては、実際の災害現場から収集する以外に方法はなく、また、災害現場という緊急時における個人情報の収集であるため、本人から収集する時間的余裕はなく、本人の同意を得ることも困難であり、その他に適当な収集方法がないことから、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと考えています。

「７　収集を行う理由」をご覧ください。資料１－２、７ページをご覧ください。

千葉市における火災の総件数です。平成２３年には３１６件発生しています。しかし、令和２年ですと２０４件ということで、１００件ほど火災が減少しています。このようなことから、消防職員の火災現場での経験不足というものが懸念されており、１００件減った分を映像で残して資料とし、それで職員の資質の向上につなげたいと考えています。

続きまして、８ページをご覧ください。

全国における消防職員の殉職事案になります。こちらは、平成１４年からになりますが、全国で毎年数名の職員が、殉職されているということが記録に残っています。やはり火災現場での知識不足というところも懸念されており、現在、全国的にこのような傾向にある

ということをご説明します。

それでは、資料１－２、３ページにお戻りください。

以上のことから、経験不足等による職員の危険予知能力の低下により、今後、当局においても重大事故等が発生する蓋然性が高まっていることが現状です。こういったことから、第９号により諮問するものであります。

この後は、個人情報の管理体制ということで、実際に撮影してから、そのデータがどのように流れているのかというところをご説明します。

資料１－４「千葉市消防局災害映像運用要綱（案）」をご覧ください。こちらに全てのものを網羅しています。この中身をこのまま読み込んでしまいますと説明が難しいので、この運用要綱にのっとった形で本日、説明用としてフローチャートを作成しています。資料１－３、フローチャートをご覧ください。

この後は、実際の流れをフローチャートに沿ってご説明します。この説明については、担当員の方から説明します。

（生出警防課消防士長）　では最初に、資料１－３、別添１－１の「ウェアラブルカメラ活用時のフローチャート（消防署・所用）」をご覧ください。

活用時のフローチャートになります。災害発生時、火災出動にあっては、撮影対象に該当すると判断し、ウェアラブルカメラの電源を入れます。

そのほかとして、「その他の出動」というのがあります。その他の出動にあっては、特異性・社会的影響のある災害と現場最高指揮者が判断した場合、ウェアラブルカメラの電源を入れます。現場最高指揮者というのは、俗に言う隊長になる方です。指揮者が判断しなければ非該当とし、ウェアラブルカメラの電源は入れません。

撮影時間は、出動から現場活動終了まで。現場活動が終了しましたら、電源を切り、そのまま消防署まで帰る形となります。これは活用時のフローチャートになります。

次のページをご覧ください。資料１－３の別添１－２と書かれたものです。「記録データの提出フローチャート（消防署・所用）」になります。

消防署に帰ってきてからの事務になります。消防署に帰ってきたら、運用責任者、こちらが署の消防課長になります。出張所で言えば出張所長になります。その方が記録データの消去の判断をします。

左側に「消去」と書かれている部分の下をご覧ください。活動部隊がいない。火災出動において、消防活動実績がない。救助出動において、救助活動実績がない。過去の災害と

類似する活動内容。これらに該当する場合は、データを消去します。

消去した後、矢印下へ行って、管理責任者へ運用概要書（様式第１号）を提出します。

消去する判断に至らなかった場合、記録データを提出します。右側、「提出」の下をご覧ください。

ＳＤカードを本体から離脱し、施錠可能な場所へ保管します。

保管した後に、予備のＳＤカードを本体へ装着し、次の出動態勢を整えます。

ＳＤカード持ち出しの準備が整いましたら、施錠可能な場所からＳＤカードを持ち出し、運用責任者が指名する職員がＳＤカードを管理責任者へ直接提出します。提出する際は、別紙１「記録データ管理簿（消防署・所用）」に記載し管理します。

提出した後、管理責任者へ運用概要書（様式第１号）により報告します。

消去、提出、どちらにせよ管理責任者へ運用概要書を提出する形となります。

それでは、別添２－１をご覧ください。「記録データの管理フローチャート（警防課用）」です。

先ほど、提出のフローチャートにより提出されたＳＤカードが警防課に届いた後の事務の流れになります。

ＳＤカードを受領したら、ＳＤカードからＣＤ－Ｒへ映像を移動します。その後、ＳＤカードの記録データは削除します。空っぽになったＳＤカードは消防署に返却し、その後、ＣＤ－ＲＯＭの映像の確認をします。個人が特定されないようにモザイク等の編集を行い、セキュリティ等の設定を行います。以上のことが終わりましたら、ＣＤ－Ｒを施錠可能な場所に保管し、別紙２「記録データ管理簿（警防課）」に記載し管理します。

ページを戻っていただいて、別添１－３をご覧ください。「記録データの借用フローチャート（消防署・所用）」になります。

右側が運用責任者（消防署）の事務の流れになります。左側が管理責任者（警防課）が実施する事務になります。

上から順に申し上げます。

まず、運用責任者が借用依頼書（様式第２号）を管理責任者に提出します。それを受領した管理責任者は、回答書を作成し許可の判断をします。許可の判断を得ましたら、運用責任者が指名する職員が管理責任者に直接借用に行きます。次に、管理責任者は、貸出しの際、貸出し用のＣＤ－Ｒへ記録データをコピーし、パスワード等のセキュリティをかけ、別紙４の「記録データ貸出管理簿（警防課用）」に記載し管理します。貸し出され、借用

が完了した運用責任者は、次に、別紙３の「記録データ借用管理簿（所属用）」に記載します。記載した後に、災害映像の活用を事後検証等に活用していただき、目的が達成されましたら、運用責任者が指名する職員が管理責任者に返却する流れとなります。

最後、返却された記録データは管理責任者が裁断等の処置を行い、消去します。消去が完了しましたら、別紙４「記録データ貸出管理簿（警防課用）」に消去の旨を記載します。

私からは以上です。

（相塲警防課係長）　今、担当の者から説明があったのですが、補足をします。

まず、資料１－３の別添１－１、こちらのウェアラブルカメラ活用時のフローチャートですが、本来であれば災害撮影用電子機器のフローチャートにするべきかとは思いましたが、当局が今回使うものがウェアラブルカメラということですので、分かりやすくさせていただくために、こういった固有名詞を使わせていただきました。ですから、ウェアラブルカメラだけではないということで、ご承知おきしていただきたいと思います。

あとは、資料１－３の別添２－１と別添１－３の方でご説明させていただきました、個人が特定されないような編集というところに関しましては、モザイク等をかけます。

その後、二重の安全ということで、パスワードをかけてセキュリティの方を強化したいと考えています。

事前に資料をお渡しさせていただいたときに、このパスワードはどこで管理するのだというご助言をいただきました。このパスワードについて、管理責任者、それから事務局職員にしか分からない隠しフォルダを作り、そこで管理をしたいと考えています。

消防局からの説明は以上となります。

（本澤会長）　ありがとうございました。

前回の議論を踏まえて、この審議会での審議の対象となるものを明確化していただいたのと、運用の在り方についてもいろいろ指摘があったところを踏まえて適切に直していただいたというところかと思います。

ただいま事務局と実施機関からご説明がありましたが、何かご質問、ご意見等はございますか。

（井原委員）　資料が大変分かりやすくなったなと思いますが、要綱（案）で２点、分からないところがあるので教えてください。

１点目は、１３条の（２）及び（５）のところで、ここだけ「運用責任者」ではなく「運用責任者等」となっており、「運用責任者が指名する職員が・・・」と規定されています。

この「等」の意味というのは、どこにも記載がないように思います。「等」は、誰を想定されているのかを記載すべきだと思います。

（相塲警防課係長）　第３条（２）の中に、運用責任者ということで、各消防署の消防課長や各出張所長を定義しております。記録データの貸出先としては、第１２条の規定のとおり、運用責任者（消防課、消防署）のほかに、消防局の各課や消防学校も含まれますので、「運用責任者等」としています。

（井原委員）　そうであれば、「等」の範囲をどこかで明確に示しておいた方がよいですよね。

（相塲警防課係長）　はい。分かりました。

（井原委員）　保管されているデータを管理責任者の方が、消去できるということで、第１５条第２項に規定されていますが、この消去についてだけ、記録するということが落ちていて、記録データ管理簿の書式の中にも消去した場合の消去の日時ですとか、その辺の記載が一切ないのですが、これは消去については記録しないということなのでしょうか。

（相塲警防課係長）　基本的には記録します。修正せていただきます。

（井原委員）　１４条（３）ですと、記録データの返却を受けた場合は、消去するという規定があり、（４）に消去した場合には管理簿に記録するという規定があります。これと同じように記録しておくべきかと思います。

（相塲警防課係長）　はい。分かりました。

（下井副会長）　今の「等」の話は、３条で、「管理責任者等」と「運用責任者等」を何らかの形で定義すれば足りるのかなと思いますが、そういった部分は、ほかにもあるかもしれないので、そこは精査をお願いします。

（相塲警防課係長）　はい、分かりました。

（下井副会長）　井原委員の発言のように、今回の資料が非常に分かりやすくなって、特に資料１－２のご説明は、条例の構造に合わせて中身をきちんと捉えて、非常に分かりやすくなったと思います。

ただ、１点だけ申し上げますと、条例７条２項の本人収集の原則の意味は、条文では明らかではなく、手引の４１ページに書いてあることなのですが、原則は本人から直接収集するということです。その例外として、本人から直接ではなくても収集してよい場合がこの７条２項の各号に列挙されています。

資料１－２の「諮問の趣旨」のご説明の中で、例えば、１ページの下から５行目では、

「その場で本人から直接収集する時間的余裕がなく」、「直接」という言葉が入っています。ところが、２（１）の第２段落の２行目では、「直接」とは記載されていません。

２ページの２（２）の３行目も同じです。確かに、撮影するのは本人から直接かどうかというのは、日本語としてはどうかと思いますが、本人が知らない間に収集されているという意味では、直接ではないというふうに理解できると思います。

そうすると、直接という言葉が入っていた方が、本人から聞き出したわけではない、本人から取ったわけではないということを強調できるかなという気がします。

（相塲警防課係長）　分かりました。ありがとうございます。

（下井副会長）　表現は、そろえた方がよいかなと思いました。

（相塲警防課係長）　ありがとうございます。

（下井副会長）　あと１点は、中村委員に教えていただきたいのですが、要綱やフローチャートに個人が特定されないように編集するという記載がありますが、これをやったら個人情報ではないのではないでしょうか。

（中村委員）　私も、そこは気になっておりました。その瞬間、個人情報ではなくなってしまいますから。

（下井副会長）　ただ、技術的には復元は可能なのでしょうか。

（中村委員）　ＡＩを使って無理やり復元するという手法はありますが、絶対とは言えないと思います。

（下井副会長）　本当に、元どおりになるかどうかは分からないということですか。

（中村委員）　分からないです。

（下井副会長）　保証はないということですよね。

（中村委員）　はい。そうです。

（下井副会長）　そうすると、匿名加工情報になるのでしょうか。

（中村委員）　基本的には、そうだと思います。

（下井副会長）　ただ、そうは言っても、非常に配慮を要する情報であることは確かです。これは、亡くなっている方も撮られてますか。

（相塲警防課係長）　はい。

（下井副会長）　亡くなっている方だと個人情報ではないです。条例２条で、個人情報とは生存する個人に関する情報と定義してあります。亡くなった方の情報であっても、相続人にとっては自分自身の個人情報になるのではないかなどのいろいろな議論がありますの

で、ここは広めにとってしまって構わないと思いますが。

モザイクをかけてしまったら、もう個人情報ではなくなって、この条例の対象外であるかと思います。ですから、このような要綱も要らないのではないかと思いましたが、ただ、そこはより慎重に取り扱うということでしょうか。

（中村委員）　僕もここのところで質問させていただこうと思ったのですが、モザイクがかかっているような状態で、本当に評価・事後検証ができるのでしょうか。

それから、普通に考えれば、やはり保存するのは原本保存が原則ではないかと思いますが、保存するものは、モザイクがかかっている状態で保存するということですか。

（相塲警防課係長）　いえ、保存するものは原本を残して、そこから貸出しするものについてモザイクをかけるというふうに考えています。

（中村委員）　そういうことですね。

（相塲警防課係長）　そのモザイクに関しましても、処理するのは素人ですので、完全に消し切れるかというところが正直なところです。そうであるならば、二重の安全ということで、考えています。

それで、災害の状況によってはモザイクを全てかけてしまうと、検証にならないものも出てくると思いますので、そういったところも含めてセキュリティをかけておくというところで考えています。

（下井副会長）　それでよいのではないかと思います。

（中村委員）　それに関連してもう１点、職員の教育資料という話がありますが、撮影した映像そのものですと、２時間も３時間も見なければいけなくなってしまいます。当然のことながら編集するわけですよね。

（相塲警防課係長）　はい。

（中村委員）　それは借りた方が、複写などはしてはいけないことになっていますよね。

（相塲警防課係長）　はい。そうです。

（中村委員）　どのように使うのかなというふうに思いました。我々ですとパワーポイントの中に埋め込んで使ってしまいますが、それはやってはいけないのですよね。

（相塲警防課係長）　基本的には、それは行わないと考えています。一災害について、例えば何月何日にこの災害があり、それについての検証をしたいということで、貸出しを考えています。

（中村委員）　ＣＤで直接、早送りするなどしながら見るというふうな考え方ですか。

（相塲警防課係長）　はい。

（中村委員）　分かりました。

（立花委員）　モザイクがかけられていない原本が保管されるということですか。

（相塲警防課係長）　はい。

（立花委員）　先ほどのフローチャートですと、保管される前の段階で個人が特定されないように編集し、それを管理するという流れに見えたのですが。

（相塲警防課係長）　すみません、そこは解釈違いです。フローチャートですと、このように記載してしまったのですが、本来であれば、原本を残して、貸し出すものにモザイクをかけるというものです。

（立花委員）　では、修正の仕方としては、別添２－１の「映像の確認」の下の方、「個人が特定されないように編集」を削るということでしょうか。

（相塲警防課係長）　はい。

（立花委員）　借用前の段階で編集をして、編集したものを貸し出すのでしょうか。

（相塲警防課係長）　はい。編集をした上でそれを貸し出します。

（立花委員）　運用要綱１２条では、貸出し可能となる部署が４つ挙げられていますが、これは千葉市のみでしょうか。千葉市の消防学校ということでしょうか。

（相塲警防課係長）　はい。おっしゃるとおりです。

（立花委員）分かりました。

（栗原委員）　貸し出した記録データが戻ってきたときには消去するということは分かったのですが、原本についての保存は、どのくらいなのですか。

（相塲警防課係長）　現状、基本として設定させていただいているのは、要綱に載せていますが、５年と考えています。その中で、必要性に応じて、特異性があるものですとか、今後の教育指導としても、もう少し延ばしたいという場合は延長ができるということで、ここは管理責任者の判断ということにさせていただいています。

（本澤会長）　ほかに何かありますか。

（立花委員）　非常に希有なタイプの災害があった場合に、他の自治体から見てみたい、勉強したいという要請があった場合は、貸し出すのでしょうか。

（相塲警防課係長）　現状では貸し出さないということで、当局では考えています。

（井原委員）　データを媒体に移して、原本は保管して、加工用映像を作るということですが、要綱１１条（３）、（４）ですと、その辺りが少し分かりにくいような気がします。

（４）の「撮影した映像」というのが、原本であるのか、コピーであるのかがよく分からない形です。それで、皆さん、原本自体を加工した上で、モザイクをかけた上で保存するという誤解をしたと思います。

（相塲警防課係長）　訂正させていただきます。

（本澤会長）　特に、ほかのご意見、ご質問等がないようでしたら、この案件についての審議は終了としまして、諮問に対する審議会からの答申の検討に移りたいと思います。

事務局の方で、答申書の案はありますでしょうか。

（事務局から答申案の配布）

（石川市政情報室長）　ただいま、答申案を配付させていただきました。その中の２番の諮問に対する意見のところを読み上げます。

千葉市個人情報保護条例第７条第２項第９号の規定に照らし、慎重に審議した結果、同項本文が本人の意思に基づく収集を原則とし、同項ただし書はその例外を定めるものであるとの解釈を踏まえた上で、本件諮問事項については「公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと認められるとき。」に該当するものと認められる。

ただし、個人情報を収集するに当たっては、可能な限り本人の知り得る状態で収集すべきであることから、災害現場において個人情報を含む映像等を収集する場合がある旨をあらかじめ広く周知をする等の特段の措置を講ずること。

（本澤会長）　こちらの案について、ご意見等がございましたら、お願いします。

（下井副会長）　２行目で、「同項本文が本人の意思に基づく収集を原則とし」は、これでよいのですか。

手引の４１ページには、「本人から直接収集しなければならないとの原則」と書いてあります。少なくとも、実施機関においても、本人の意思というよりは、直接収集かどうかの方をご説明されていると思います。それを受けて我々がこのように言ってしまうと、実施機関の説明にそぐわないですし、手引にもそぐわなくなってしまいます。

確かに本人の意思に基づく収集が原則であることは間違いないのですが、条例の立てつけとして、そういうふうにはなっていないですよね。考え方としては当然そうですが。

（久我総務部長）　こちらの表現は、手引の方に合わせて「同項本文が本人から直接収集することを原則とし」という形で修正をさせていただければと思います。

（下井副会長）　もう１つは、「ただし書」ですが、「災害現場において個人情報を含む

映像等を収集する場合がある旨をあらかじめ広く周知をする等」、この「等」に何が入っているのでしょうか。もしかしたら撮るかもしれないということだけを周知すればよいのでしょうか。

周知すべきは、収集する場合があるということだけですかね。収集した情報はきちんと慎重に取り扱う、そのための制度を整えたということを周知しないといけないのではないでしょうか。

「収集する場合があること及び収集した情報についての取扱いは個人情報保護の趣旨に照らして慎重に行う」ということを周知すべきであるという気がします。

（本澤会長）　そうしますと、今の下井委員の指摘を踏まえると、諮問に対する意見で、「本人の意思に基づく収集を原則とし」というところを「本人から直接収集することを原則とし」というふうに修正します

それから、下から２行目の「災害現場において個人情報を含む映像等を収集する場合があること及びその取扱いについては慎重に行うことをあらかじめ周知する」というような内容になりますでしょうか。

ほかに、何かご意見等はありますか。

（なし）

（本澤会長）　ないようでしたら、そうしますと、諮問に対する意見としましては、「千葉市個人情報保護条例第７条第２項第９号の規定に照らし、慎重に審議した結果、同項本文が本人から直接収集することを原則とし、同項ただし書はその例外を定めるものであるとの解釈を踏まえた上で、本件諮問事項については「公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと認められるとき。」に該当するものと認められる。

ただし、個人情報を収集するに当たっては、可能な限り本人の知り得る状態で収集すべきであることから、災害現場において個人情報を含む映像等を収集する場合があること及びその取扱いについては適正に行う旨をあらかじめ広く周知をする等の特段の措置を講ずること。」ということで諮問に対する意見としたいと思います。

（異議なし）

（本澤会長）　それでは、こちらの内容で答申書を確定ということにします。

（石川市政情報室長）　それでは、実施機関の入替えを行いますので、お待ちください。

（実施機関　入替え）

◆議事（２）　千葉市個人情報保護条例第７条第２項第９号の規定に基づく諮問【個人情報の本人収集の原則の例外について】（市民局地域安全課）

（本澤会長）　それでは、次の議題に移りたいと思います。

議事（２）千葉市個人情報保護条例第７条第２項第９号の規定に基づく諮問【個人情報の本人収集の原則の例外について】（市民局地域安全課）を議題とします。

事務局及び実施機関から説明をお願いします。

（石川市政情報室長）　それでは、資料２をご覧ください。

概要について、事務局と実施機関である地域安全課から説明をします。

本件は、議事（１）と同様でして、本人収集の原則の例外について、審議会の皆様のご意見を伺うものです。

「客引き行為等禁止区域に設置したカメラで客引き行為を撮影し、客引き行為等に特有の歩行の際の姿勢等の歩行の態様を収集することについて」です。

客引き行為検知の実証実験を行いまして、ＡＩカメラで客引き行為を検知する仕組みの有効性を検討するものです。

詳細について、地域安全課からご説明します。

（片岡地域安全課長）　地域安全課の片岡と申します。

本日、所管からは、主査の上林、それから、関係者として、実証実験の共同事業者であるＮＴＴ東日本の八島主査、ＮＴＴデータの山口課長が出席させていただいています。

では、資料に沿って上林の方から説明します。

（上林地域安全課主査）　千葉市地域安全課の上林と申します。

それでは、お手元の資料２－２、「客引き行為検知実証実験における本人以外からの個人情報の収集について」に沿ってご説明します。

資料１ページ、諮問の趣旨です。

近年、本市内の繁華街、主にＪＲの千葉駅付近などですが、こちらで居酒屋や接待飲食店などの客引き行為等が横行しています。通行人に対し付きまといや立ち塞がりなどを伴う客引き行為で、安心して通行できる環境が妨げられています。

そのため、市では、特に客引き行為者の多い区域を客引き行為等禁止区域に指定することや、禁止区域内での違反者への指導などを盛り込み、安心して通行できる環境を確保することを目的に、「千葉市客引き行為等の防止に関する条例」を昨年９月に制定いたしま

した。条例は、既に施行されていますが、今年４月に全ての条項が施行となりまして、客引き行為等は禁止となり、また、違反した者に対して指導を経て罰則を科するということなどが始まることとなります。

市では、客引き行為の発生の防止、違反者への指導のため、禁止区域に指導員を配置いたしまして、巡回、指導を行う予定です。しかし、指導員だけで禁止区域の全域を常時、監視することが困難でありまして、巡回、指導の業務を補完するものとして、例えば、ＡＩカメラを搭載したカメラで客引き行為を検知して、ＡＩが発生場所を指導員に通知するなどで客引きへの指導などの対応につなげるという手法が考えられ、この仕組みが有用であるかどうかを検討しています。

この有用性の検討のためには、実際の客引き行為を撮影して、客引き行為に特有の歩行の態様、これは姿勢などですが、こういったものを分析するための実証実験を行う必要があります。

客引き行為者や通行人の撮影は、本人からの個人情報の提供を受けるわけではありませんので、本人からの収集の原則の例外となります。しかし、客引き行為を防止して、市民が安心して公共の場所を通行できるようにするという公益上の必要性があり、かつ、実際の客引き行為者の歩行の態様などの行動パターンを分析する必要がある点、それに伴って一般の通行者も同時に撮影せざるを得ませんが、ＡＩカメラを用いた、こうした客引き防止の仕組みの検証には、一般通行者を含むものの客引き行為者を撮影するものが必要不可欠であるという点で個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないものと考えるため、個人情報保護条例第７条第２項第９号の規定によりまして、当審議会に諮問させていただくものです。

続いて、諮問にかかる項目をご説明します。

まず、１、個人情報を取り扱う事務の名称及び目的についてです。

（１）として、個人情報を取り扱う事務の名称は、「禁止区域における客引き行為者の歩行の態様データの収集・分析」です。

（２）の目的として、ＡＩカメラが客引き行為を検知し、例えばＡＩカメラの自動音声などで違反行為者に注意・指導することですとか、ＡＩカメラが指導員に客引き行為が行われている場所を通知することで、的確に客引き行為を指導することができるなどの仕組み、こういったものは将来的な姿ですが、そういったものの実現の可能性や有用性の検討のため、今回実証実験としまして客引き行為を撮影し、客引き行為に特有の歩行の際の姿

勢などの歩行の態様を分析した結果を評価するものです。

次に、２として、保護条例第７条第２項第９号の該当性についてです。

（１）の公益上特に必要があることについては、まず、客引き行為によりまして、繁華街の通行環境が悪化し、市に多くの苦情や要望が寄せられている状況がございます。

客引き防止条例は、市民が安心して公共の場所を通行又は利用できる環境を確保するため、禁止区域内での客引き行為を禁止しています。市では、客引き行為を防止するための必要な施策を進める必要があるものです。

市は禁止区域に「指導員」を配置いたしまして、巡回、指導を予定していますが、禁止区域の全域を常時監視することは困難であるため、こうした指導員の業務を補完するものとして、カメラやＡＩ技術を活用した対策を検証する必要があります。

そして、カメラやＡＩ技術を活用した対策の有用性を判断するための根拠として、実証実験に基づいた結果が必要になるというものです。

次に、（２）個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないものであることについてです。

ＡＩが客引き行為を、それと正確に認識して、客引き行為以外の行動、例えばナンパ行為等ですが、そうしたものと混同しないようにするためには、客引き行為の特有の歩行の態様、姿勢等ですが、こういったものを分析する必要があります。

そして、客引き行為の特有の歩行の態様の分析には、実際の客引き行為者の歩行の態様そのものを撮影する以外に方法はないということで考えています。

また、禁止区域内には客引き行為者が多数おりまして、本市もそういった人たちの氏名や所属する店舗等を把握できておらず、また客引き行為者それぞれから撮影の同意を取ろうとすることは現実的ではありません。仮に、こうした客引き行為の歩行の態様の撮影の同意を取ろうとすると、それは４月から客引き防止条例で禁止となる行為、望ましくない行為を容認するかのように思わせたり、そのような間違ったメッセージを与えてしまうことや、そのように誤認させるですとか、客引き行為者に客引き行為を行わせる口実を与えたりする懸念がありますので、本人の同意を得ること自体が適切ではなく、他に適当な収集方法がないと考えるものです。

さらに、客引き行為者以外の一般通行者についても、カメラで撮影することになりますが、カメラを設置する場所が繁華街ですので、一般通行者も多数通行します。カメラによる撮影を、一般通行者を除いて、客引き行為者のみに限定して撮影を行うことは不可能で

あります。客引き行為者の歩行の態様の撮影に伴い、やむなく一般通行者も同時に撮影せざるを得ないものですが、ＡＩカメラを用いた客引き防止の仕組みの検証が将来、客引き防止対策に生かされる可能性があり、一般通行者が撮影される不利益を考慮いたしましても、実際の客引き行為者を撮影する実証実験が必要不可欠であると考えるものです。

なお、ホームページや現地の案内文により、撮影という実証実験の実施の周知を行うこと、また、この後、ご説明します情報のセキュリティ対策で、通行者の不安を払拭するよう対応したいと考えています。

続きまして、３、個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称については、私ども、千葉市との共同事業者として、ＮＴＴグループとなっています。

同グループと千葉市は、令和元年度にテクノロジーの活用によるスマートな社会の実現を目的として、「包括的な連携に関する協定書」を締結し、様々な分野で連携、協力していくこととなっておりまして、この枠組みを活用いたしまして、ＮＴＴグループを共同事業者として実証実験を行うものです。

事業の役割分担については、本市が全体の運営と統括、カメラ設置場所の確保、実施に係る地元などの関係者との調整、実証実験実施の記者発表、ホームページ等による広報、周知、また、提出された成果の評価としています。

また、共同事業者のＮＴＴグループは、カメラ等の機材の整備・提供、維持管理、実験終了後の原状回復、カメラでの撮影、実証実験の実施、データの収集・管理、分析及び市への提供、結果の報告となっています。

４の収集する個人情報の対象者の範囲です。

本市では、客引き防止条例で客引き行為等禁止区域として、中央区富士見地区を指定しており、収集する個人情報の対象者は中央区富士見地区の禁止区域の通行者、客引き行為者となります。

収集する期間は、２月中旬から３月下旬までの間の概ね３週間としています。

本審議会で実証実験にご了承いただいた後、共同事業者と確定的な日程を調整することとしています。

また、この実証実験に使っているカメラの作動による撮影時間は、客引き行為者が多く活動する午後６時から午前０時までとしています。

３ページをご覧ください。

５、個人情報の収集先として、カメラを設置する場所をこちらの①から③までの３か所

としています。それぞれ詳細な位置は４ページから記載しています。

４ページをご覧ください。

①は、千葉市中央区富士見２丁目１４番付近として、富士見地区内でも通行者や居酒屋の客引き行為者が多い５差路の交差点を撮影できるように、交差点の南西側の歩道にある照明灯の柱にカメラを設置します。設置する柱の対象と撮影する画角は記載のとおりです。

５ページは、②中央区富士見２丁目１７番付近として、富士見地区の繁華街の南エリアで、接待飲食店の客引き行為者が多くいる通りを撮影できる位置にある防犯カメラの支柱にカメラを設置します。設置する支柱と想定される画角は記載のとおりです。

６ページをご覧ください。

③中央区本千葉町１番付近として、②の方で撮影する接待飲食店の客引き行為者が多くいる通りと、美術館通りと呼ばれる通りの交差点付近を撮影できる位置にある防犯カメラの支柱にカメラを設置します。設置する支柱と想定される画角は、記載のとおりです。

７ページをご覧ください。

６、対象者への周知方法として、①から④のとおり実施します。本市による記者発表、市、ＮＴＴグループ、それぞれのホームページでの周知、また、カメラ周辺への案内文を記載した看板を掲示して対象への周知を行うとともに、カメラ周辺の地元商店街等への説明を行います。

なお、今、ご説明をさせていただきましたカメラの設置場所や看板の設置箇所については、本日お配りの資料２－４のカラーの地図でもって記載をしています。

現地で設置する看板の記載内容なども掲載しています。

続きまして、７、収集する個人情報の項目ですが、まず、（１）画像として、カメラから収集した映像となります。

次に（２）、その画像に含まれる情報ですが、カメラの撮影時間に撮影場所にいた通行人、客引き行為者その他の人物の容貌、体の動き、通行した場所等となります。

（３）の個人同定結果、同一人物の行動であることを判断するためのデータですが、特徴量データは、（１）の画像から得られる顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌、また、歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様となります。

これによりまして、８、得られる情報として、客引き行為者の特有の歩行の態様（姿勢等）や、客引き行為者の滞在時間となります。

次に、９として、これらの個人情報の収集を行う理由ですが、（１）として、客引き行為の横行による環境悪化という現状がありまして、それを改善するため、（２）として、実効性のある客引き防止対策を行う必要があるということ。また、（３）として、禁止区域内に設置したＡＩカメラで客引き行為を検知する仕組みが有用であるかどうかを検証するため、実証実験を行うというものです。

（１）の現状ですが、中央区富士見地区には、多数の客引き行為者がおりまして、立ち塞がりや付きまといを伴う客引き行為等が横行しており、これにより安心して通行できる環境が悪化しています。

客引き行為を受けたり見たりした市民から、市に多くの苦情や要望が寄せられるようになって、平成３０年度はごく僅かだった件数が、令和元年度から急増しています。客引き行為者にしつこく付きまとわれて迷惑であった、通行の邪魔であった、まちの雰囲気が悪くイメージが低下するなどの切実な苦情や要望が多くなっています。

これに対して市では、実効性のある客引き防止対策を行う必要があるものですが、客引き防止条例は違反者への罰則を規定しており、この罰則を背景とした客引き行為者に勧告、命令が有効であるのですが、これらの実施の手段として、市では指導員を雇用し禁止区域内において指導を行うことを４月から予定しています。しかし、客引き行為を発生させないように、禁止区域内を常時指導員が監視することは困難であり、指導員がいない時間や場所では客引き行為が行われるおそれがあります。

客引き防止対策には、指導員の巡回、指導を軸とし、安心して通行できる環境を確保するため、警察や地元の団体などとの連携、様々な手法で客引き防止対策の実効性を高めていく必要があるものです。

（３）ＡＩカメラを用いた客引き防止対策に係る有用性検証の必要性として、（１）現状、（２）の対策の必要性を踏まえ、近年、社会の様々な分野で活用されているＡＩ技術は、客引き対策においても考えられるものです。

ＡＩカメラが客引き行為の発生を検知して、ＡＩにより音声などで違反行為者へ注意することや、ＡＩから客引きの起こった場所を指導員に通知して対応につなげる、また、蓄積した情報を基に効率的な巡回ルートを構築する等、指導員の業務を補完する仕組みが、客引き禁止区域内で常時監視が困難であるという課題に対する可能性として考えられるものです。

客引き防止対策の実効性を高めるため、こうした可能性や有用性を検証する必要がある

と考えています。

また、実証実験は、有用性の検証に際し、記載のメリットがあると考えています。このＡＩカメラが客引き行為を検知し、指導員の業務を補完する仕組みの実現には、ＡＩカメラが客引き行為を正確に認識することが必要でありますが、実際の客引き行為の特有の歩行の態様を収集して分析することで、ＡＩがほかならぬ繁華街の実環境において、客引き行為を的確に検知できるか等を実証できるものでございまして、本市がこの仕組みの有用性の有無を判断するための、実証に基づく信頼性を持った根拠の１つとして活用することができるというものです。

ただし、今回、行うものは、あくまで実証実験ですので、実験の結果、仕組みが有用であると判断できない場合であるとか、あるいは費用や運用において課題があると判断される場合も考えられまして、実証実験の分析結果によって、仕組みを対策として活用するかどうかの判断はその後、行うものというものです。

次に、１０、個人情報に関する組織・人的安全管理措置です。

（１）適正な管理ですが、個人情報を適正に管理させるために、ＮＴＴグループは個人情報管理責任者を設置し、遵守すべき事項、関係法令等に基づく罰則の内容や民事上の責任、実証の適切な実施のために必要な事項について研修を行うものとします。

ＮＴＴグループは、市に責任者、研修等の実施計画を報告し、研修等の実施後は、その旨を速やかに報告するものとします。

（２）従事者への周知及び監督です。ＮＴＴグループは、従事者に対し、個人情報の保護に関して必要な事項を了知させるものとします。従事者の在職中、退職後に関わらず、知りえた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用したりしてはならないことなどです。また、従事者から個人情報保護に関する誓約書を徴収いたしまして、市の求めに応じて提出するものとします。

（３）目的外の利用、第三者への提供の禁止として、得た情報を実証目的以外の目的に利用、第三者に提供しない旨の誓約書を市に提出します。

（４）検査等の実施として、これらの行為を個人情報が適切に取り扱いされているかなどの状況について必要に応じ、ＮＴＴグループに市は報告を求め、又は実地に検査するものとします。

９ページを御覧ください。

１１、個人情報に関する物理的・技術的安全管理措置です。

（１）データのセキュリティとして、実証実験で使用する各機器のセキュリティ対策をご説明します。

まず、（ア）カメラですが、こちら３台使用します。カメラ本体は柱の高いところに設置されるため、第三者による物理的なアクセスが制限されるものです。

また、カメラに対する情報的アクセス制御として、カメラの製品出荷時とは異なるパスワードを設定します。

また、カメラからのデータ取得を行うための端子は、映像の取り出し作業を考慮し、低い位置になりますが、カメラが設置される支柱に同じく設置される金属製の盤に格納し、物理的に施錠します。

現在、データセキュリティに関してご説明していますが、お配りの資料２-３、こちらデータフロー図となっています。

こうしたカメラはインターネットなど外部とのアクセス可能なネットワークには接続しないオフライン環境となります。

（イ）データ回収用ＰＣ、こちらを１台使用しますが、こちらの保管場所はＮＴＴデータ事業所内であり、場所は都内の晴海になります。

この回収用ＰＣには暗号化処理を行い、第三者によるデータの持ち出しや復元を不可能とします。

また、データ回収用ＰＣの置き忘れ防止対策として、データ回収を行う回収要員、こちらのデータフロー図ですと左下のデータ回収要員ですが、こちらの担当者のスマートフォンをＢＬＵＥＴＯＯＴＨ回線で連携させて、ＰＣ側に位置補足用タグを取り付け、データ回収用ＰＣの位置を把握します。例えば、このデータ回収用のＰＣとスマートフォンが一定距離離れたときに、担当者のスマートフォンに警告を表示するようにします。また、回収時の作業中には２名で回収の作業を行うとともに、作業の手を離したすきにＰＣを持ち去られるなどのことを防ぐために、作業時にはＰＣを柱にワイヤーロックで固定してから作業を行います。

（ウ）データ保存用ＰＣと、それから（エ）データ解析用ＰＣですが、こちらは晴海のＮＴＴデータ事業所に保管します。ＮＴＴデータ事業所内のプロジェクトルーム内に設置し、ワイヤーロックにより外部への持ち出しを防止します。

また、同社の従業員もＩＣカードと生体認証により、事前に登録された関係者以外はプロジェクトルーム内への立ち入りが制限されます。

いずれのＰＣにも暗号化処理を施しまして、第三者によるデータの持ち出しや復元を不可能とします。

（２）データ加工です。

まず、（ア）カメラから収集した映像は、解析装置、これは解析用ＰＣですが、その内部のメモリ上で撮影された人物の歩行の態様の映像を処理します。具体的には、映像から同一人物の行動を検知した場合には、人物同定仮番号を映像に付け、客引き行為者の歩行の態様を検知した場合は、その人物の動きの映像上に、検知結果として動きのパターンを付与します。

（イ）として、結果映像は、解析用ＰＣを介して、データ保存用ＰＣに保存します。

（３）データ管理及び消去についてです。収集した個人情報データについては、客引きの動きかどうかなどの判別結果の確認などのために必要な期間はＮＴＴが管理しますが、市に実証実験の結果報告書を提出いたしまして、市が実証結果の評価にたえる内容になっていると確認した後、速やかに消去するものとします。

また、各機器における消去の時期についてです。

（ア）カメラ（３台）に保存されたデータですが、カメラの記憶媒体はＳＤカードのみで、カメラ自体のハードディスクは使用いたしません。

データの回収は１週間に１回となりますが、その都度、直ちにカメラ内臓のＳＤカードのデータ消去を行います。３月下旬に現地での撮影期間が終了して、カメラを撤去した後、直ちにＮＴＴデータ事業所内でＳＤカードにランダムデータを書き込み、復元を不可能とします。

更に専門業者により再度のデータ消去を行い、作業完了後はデータ消去証明書の写しを市に提出するものとします。

資料は１０ページです。

（イ）データ回収用ＰＣのデータについては、２週間に１回、カメラからデータを回収しますが、それを保存用のＰＣにデータを保存させた後、直ちにハードディスクのデータ消去を行います。

現地での撮影が終了しまして最後のデータを回収して、それをデータ保存用ＰＣにデータを保存させた後、直ちにＮＴＴデータ事業所内でランダムデータを書き込み、復元を不可能とします。

カメラと同じく専門業者による再度のデータ消去を行いますが、その際、市が立会いま

して、確実にデータが消去されたことを確認します。消去完了後は、同じくデータ消去証明書の写しを市に提出します。

（ウ）データ保存用ＰＣ１台、（エ）データ解析用ＰＣ３台ですが、報告書を市に提出いたしまして、市が実証結果の評価に耐え得る内容になっていると確認した後、直ちにハードディスクのデータ消去、ＮＴＴデータ事業所内でのランダムデータの書き込み、専門業者による再度のデータ消去を行います。それぞれの消去作業は、物理的に可能な範囲内で速やかに行います。消去完了後はデータ消去証明書の写しを市に提出します。

なお、データの保存・消去時期については、一覧表とさせていただいています。

また、（４）検査等の実施として、市は、個人情報の取扱状況について、必要があると認めるときは、ＮＴＴグループに対して報告を求めることや実地に検査するものとし、データ消去の際に立ち会うものとします。

１１ページを御覧ください。

覚書の締結についてです。今回の実証実験の実施に当たり、市、ＮＴＴグループとの間で、知的財産権の帰属や機密の保持等に関し取り決めるなど、相手方に遵守させる事項として、「個人情報取扱特記事項」を付した「実証実験の協力に関する覚書」を締結することとしています。

こちらの覚書の主な内容は、記載のとおりですが、知的財産権の帰属として、実証実験により新たに作成された著作物の著作権、技術、ノウハウの権利は、ＮＴＴデータに帰属することや、機密保持として、市とＮＴＴグループは、機密情報を保持し、第三者に開示してはならないものとすることですとか、個人情報保護として、個人情報を実証実験以外の目的のために利用せず、第三者に提供しないこと、適切な管理のために必要な措置を講じるものとすることなどを取り決めます。

なお、個人情報取扱特記事項の主な内容としては、「知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に利用してはならない。個人情報の漏洩等の防止及び適正な管理のために、必要な措置を講じなければならない。事業者は、従事者に個人情報の保護に関して必要な事項を了知させなければならない。個人情報を、指定された委託先以外の第三者に取り扱わせてはならない。違反する事態が生じたときは、速やかに市に報告しなければならない。」など~~のこと~~です。

最後に、１３、実証実験スケジュールとしては、記載のようなスケジュールで進めることといたしています。

この中で、データ消去作業というものが出てきますが、各機器につき３回行いますが、この場合のデータ消去は、最後に行うという専門業者によるデータ消去を指しています。

以上、大変長くなりましたが、議事（２）客引き行為検知実証実験における本人以外からの個人情報の収集についてのご説明となります。よろしくご審議のほどお願いします。

（本澤会長）　ただいま事務局及び実施機関から説明がありましたが、これに対し質問等がありましたらお願いします。

（下井副会長）　私はこのままでは、この諮問に対してこれを承認するという結論は出せないと思います。

大きく理由が２つあります。１つは、この資料２－２に沿って説明がありましたが、この資料２－２の文章自体が分かりにくいと思います。私の知識不足もあるとは思いますが、これが公表されるということを考えますと、このままの文章では、審議会の答申を出すことは難しいと思います。

２つ目は、本質的な話ですが、客引き行為者と客引き行為者以外の一般の人たちも映ってしまいますが、この２つを分けて考えなければいけないところ、この後者に対しての説明がほとんどされておりません。どちらかというと問題になるのは後者の方であると思います。両方とも問題ですが、より大きな問題はどちらかというと、やはり、それは客引き行為者ではない一般の通行人であるかと思います。

この条例を実効的に遂行するために、客引きをやっている人たちの様子を、客引き行為者の態様を撮影して分析するということは分かります。

ですが、それ以外の方々については、本来、映す必要はありません。やむを得ない話になるのでしょうが、収集する必要がない個人情報です。これについては、やむを得ないのだということをより強調する形にしないと、少なくとも私は、今のままでは答申は出せないと思います。

このような問題意識の下で、資料２－２の文章について、もう少し意見を申し上げたいと思います。

資料２－２の１ページで、細かいことを言い出すとたくさんありますが、とりあえず、「諮問の趣旨」の４段落目、「この仕組みの有用性の検討のためには、実際の客引き行為を撮影し、客引き行為に特有の歩行の態様（姿勢等）を分析するための実証実験を行う必要がある。その場合、客引き行為者や通行人が撮影されることになるが、これは本人の意思に基づく収集ではなく」、ここはさきほどの問題になりますが、直接の収集ではない、

本人以外からの収集である、つまり、７条２項の本文の原則にはそぐわないから例外として、審議会で承認して欲しいという話になると思います。その次の行で「客引き行為を防止し、市民が安心して公共の場を通行できるようにするという公益上の必要性があり」、これが７条２項９号の公益上特に必要があるということの説明だと思いますが、市民が安心して公共の場所を通行できるようにするというのは、これは一般論としては全くそのとおりで、客引き防止条例の必要性という意味であれば分かります。今回の諮問は、客引き防止条例を実効的に執行させるためにはＡＩカメラで撮影することが必要であり、それが本当に有用かどうかの実験をすることですよね。

（上林地域安全課主査）　はい。そうです。

（下井副会長）　この文章では、実験をすることについての公益上の必要性の説明にはなっていないのではないか思います。それは改めて文章にしていただかないと答申は出せないです。

「公益上の必要性があり、かつ、実際の客引き行為者の行動パターンを分析する必要がある点、それに伴い一般的通行者も同時に撮影せざるを得ない点で当該個人情報を収集することがやむを得ない」、この文章が私はどうしてもよく分かりませんでした。「かつ」の後のこの「必要がある点」、「撮影せざるを得ない点」、これはやむを得ないという説明だと思いますが、行動パターンを分析する必要があるからやむを得ないのでしょうか。これは公益上の必要ではないでしょうか。

今、ここでご説明いただくよりは、文章を修正していただいた方が早いと思います。

「それに伴い一般通行者も同時に撮影せざるを得ない」、これは分かります。客引きの歩行態様を分析しなければいけない、そのためには、ほかの人も写さなければいけない、それは分かります。しかし、この「当該個人情報」が何を指すのかも分かりませんので、その辺の意味をもう少し明確にして欲しいということ。それから、対客引き行為者との関係での必要性ですとか、やむを得ないという話と、それ以外の人との関係での必要性、やむを得ないという話は分けて書いていただかないといけないと思います。

かつ、実証実験の公益上の必要性、やむを得ないという説明と、この条例を実際に実行適用するためにカメラで映すことの必要性、やむを得ないという話が混在していると思います。

もう１つだけ、今の話の延長になると思いますが、２ページの（２）個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないものであることについて、この部分が、日本語が曖昧

で分かりにくいです。何を直接収集することがやむを得ないかどうかを、ここでは論じなければいけないと思います。

それは、その前の「公益上特に必要がある」と同じで、条例では本来は直接収集しないといけないのですが、こういった必要があって、例外的に、直接本人からではなく収集するのだということを説明していかなければならないわけです。

例えば、２ページの２（２）で「個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ない」ではなくて、「直接ではなく収集することがやむを得ない」と言っていただかなければいけないと思います。１つ目から３つ目までは、対客引きとの関係ですが、対客引きとの関係では直接収集するのは意味がないから、他に適当な収集方法がない、要は撮影するしかないという、そういう理由にはなっていると思います。

ただ、問題は４つ目で、上の３つは対客引きとの関係ですが、４つ目は一般通行者との関係ですよね。これを読むと、しようがないから我慢しろというようになりませんか。本来は、こちらの方をより強く、その必要性を、やむを得ない理由を説明しなければいけないはずだと私は思います。客引きをやっているのであれば、条例に違反しているのだから、取り締まられることもあるであろうし、そのためにいろいろな情報を取られる、それはしようがないことだと思います。

しかし、一般の通行者については、職場から帰宅しているだけで、たまたま通っているだけかもしれません。事前に周知されているからといって、たまたま通っているだけでも必要があるから撮られてもしようがないから我慢しなさいということでは、説明が足りないのではないかと思います。

他にもいろいろとありますが、全般的に日本語が分かりにくいということ、先ほどの「かつ」、「点」、「点」とかですね。そこら辺をもう少し丁寧に、分かりやすい説明にしていただきたいです。日本語が分かりにくいために、その次の対客引き行為者との関係、対一般通行人との関係で、公益上の必要性、やむを得ないということのご説明も伝わってこないという点があるのではないかと思います。

先ほど、口頭説明で補足されておりましたので、ある程度は分かりました。しかし、それを文章にしていただかないと、個人的には答申は出せないと考えています。

以上です。

（本澤会長）　カメラで撮影する時点では、実は映っている人が客引きか、そうではない普通の人かということは、その時点では区別されておりません。データを分析した結果、

初めてこれは客引きだ、そうではないということが分かるかもしれないということです。実証実験ですので､そもそも分類もできないという駄目な結果になる可能性もありますが、映す時点では、とにかくみんな同じレベルで映ってしまっているので、そこから出発して考えないといけないというところかもしれません。

あと、実証実験という目的と、実際、その実験がうまくいってＡＩカメラをうまく使えるようになったら、客引きの抑制に活用できるという目的とが混ざってしまっている部分があるというご指摘だと思います。

（石河委員）　そもそも、今回は実証実験をするというお話だと思いますが、この３週間で、データの収集量としては足りるのでしょうか。

（上林地域安全課主査）　２月中旬から３月下旬までの間のおおむね３週間で撮れる客引きの行為の量としましては、解析に十分な量が取れるというふうにＮＴＴからも聞いています。

（石河委員）　千葉市で実証実験しなくても、ほかの市町村で、もし、そういうフィールドがあれば、この審議会でこれを議論することはなかったと思います。今回収集するデータは解析データとして、最終的にＮＴＴデータさんに帰属されるわけですよね。

（上林地域安全課主査）　はい。そうです。

（石河委員）　ということは、ＮＴＴデータさんが別の市町村において、それを使うということはできるわけですよね。

（上林地域安全課主査）　今回の収集したデータそのものを使うことはありません。

（石河委員）　いや、違います。データを使うわけではなくて、ＡＩに学習させて、これが客引き行為だということを分からせるということを、ＮＴＴデータさんはそこでできるわけですよね。ということは、その仕組み自体、ほかの市町村で同じことをやろうとしたときに使ってもらうことができるというわけですから。実証実験を千葉市で行う理由はなぜなのかなと思いまして。

（中村委員）　そこはすごく問題ですよね。おっしゃるとおりだと思います。いろいろなところからのデータを集めて、それで作られたＡＩの仕組みが他市町村でも使われるわけですよね。その仕組み自体は個人情報ではないから、よいでしょうということですよね。その著作権はどこにあるかということですよね。

（石河委員）　そういうことです。

（中村委員）　おっしゃるとおりだと思います。

（下井副会長）　それは個人情報ではないでしょうか。

（中村委員）　おそらく個人情報ではないですよね。

（本澤委員）　ＡＩはパラメーターの集まりですから、実際に学習して使える製品になったものそれ自体は個人情報ではないと思います。

（石河委員）　ですから、そのリスクを負ってまで、千葉市でやる必要があるのかどうかと思いました。

（下井副会長）　客引き条例を制定している自治体は、どのくらいあるのでしょうか。

（上林地域安全課主査）　割と増えておりまして、例えば、政令市では８市、県内では本市を含めまして５市が制定しています。

（中村委員）　今、石河委員のご質問に関連してですが、結局、今から撮りますよと言うと､客引きがいなくなってデータが収集できないと思いますが､それでよいのでしょうか。

（下井副会長）　ですから、実験するのだと思います。

（中村委員）　実験中と言ってしまったら、客引きがいなくなるのではないでしょうか。そうしたら、データ数が足りなかったから駄目ですねとなるわけですよね。

（上林地域安全課主査）　ご指摘のとおりで、設置当初はそのような動線に抑制が見られると思っています。しかし、今回カメラを設置する場所に関しましては、客引き行為者が非常に多い場所ということを確認しておりまして、おそらく、カメラを設置して３週間も客引きを行わないということは考えにくいです。当初は動線に影響は見られるものの、その後は戻ってくるということで、動線に与える影響はそれほど大きくないのではないかと考えています。

おっしゃるとおり、もしかしたらそういった影響もあるかもしれませんが、そのような部分も含めての実験ということで考えています。

（下井副会長）　それはよいと思いますが。弊害は大きいと思います。客引きはいないが、一般の人は減らないと思いますので。

（上林地域安全課主査）　ご指摘のとおりで、資料については、そうした客引き行為者と通行人を分けた課題の整理というところは脆弱な部分もございますが、あくまでも、客引き防止条例、本来の趣旨に則って客引きをなくしていきたいという最大の目的に、将来、ＡＩカメラが役立つかもしれないということを考え、まずはそのニーズを満たすために実証実験を行いたいということが目的です。ご指摘のとおり、客引き防止条例の目的であって、実証実験の目的としてはもう少し考えなければいけないということはありますが、根

底のところではつながるものがあるとは考えています。

（下井副会長）　先ほどの石河委員がおっしゃったことですが、千葉には千葉のやり方があるかもしれないのではないですか。道路ですとか道の在り方が全部違うわけですから。

（石河委員）　そうですね。

（下井副会長）　他の自治体がやったからと言って、それがそのまま千葉市で役に立つかどうかは分からないのではないでしょうか。やはり、千葉市でやってみないと分からないのではないのでしょうか。

（石河委員）　それもそうだと思いますが。背景などを含めた分析をするのか、ＮＴＴデータさんが今回それをどこまでやるのかということが分からないので、何とも言えませんが、私がイメージしているのは、背景は関係なくて、客引きを行う、キャッチを行う人物の仕草を学ばせて、こういった動作であれば客引きなのだというふうにＡＩに分からせるというようなことです。であれば、別に千葉市でやる必要はないかなと思いましたし、むしろ実証実験ではなくても、ＮＴＴデータさんぐらいの規模であれば、その辺のデータはリアルで求めなくても何らかの形でつくれたりするのではないかなと思いました。

（上林地域安全課主査）　おっしゃるとおりでして、共同事業者のＮＴＴグループで、ＮＴＴデータ側では社内の模擬の実験で、ある程度の検出率を出せているということです。今回、それが本当に実際の現場環境、繁華街の中でも果たしてきちんと機能するのか、そして、そもそも客引き行為者がどのように動いて客引きを行っているかという実際の動きは、本人たちから収集しなければならないということもあって、実環境で実験を行いたいということです。

（下井副会長）　実証実験をやる意味はあると思います。やってみた結果、これは役に立たないですとか、そういうことを調べるために実験するということの必要性は否定できないのではないですかね。

（石河委員）　そうですね。

（中村委員）　実際には、これをどのように活用するのでしょうか。それが全然イメージできないのですが、この人は客引き行為をしていますと同定されて、それがどういうふうに、何がどうなるのでしょうか。

（片岡地域安全課長）　例えば、音声で自動的に注意喚起をする、指導員に通知をする、そのような仕組みができればと思っています。

（中村委員）　将来的には、ＡＩカメラが、客引き行為者をリアルタイムに認識して、注

意喚起をしてくれるシステムを目指しているということでしょうか。

（上林地域安全課主査）　はい、そういったことも視野に入れて実証実験を行いたいと考えています。

（中村委員）　視野に入れてではなく、そういったことをリアルタイムでやるということで諮問をすべきではないでしょうか。

（上林地域安全課主査）　今回の実証実験では、映像の痕跡だけでして、実際に指導員に通知したり、音声を出したりということはございません。

（中村委員）　ただ単に、千葉市に防犯カメラ置いて、そのデータを自分たちの研究のために提供してくださいとＮＴＴデータが言っているだけではないですか。

（井原委員）　市の施策にそのまま生かされるかどうかという観点がはっきりしないから、事務の性質上やむを得ないというところが不明確であるということですよね。

（中村委員）　そうです。ＮＴＴデータさんが、何かシステムを作ることに対してデータを提供してくださいというだけのことのような気がします。

（上林地域安全課主査）　今回、ＮＴＴの技術のためだけにやるのではなく、あくまでも客引き防止条例がある本市において、ＮＴＴから協定に基づく連携の取組による、その成果をフィードバックし、本市の施策に生かせるかというところで、このような検証を行うものです。

あと、現地には防犯カメラを設置していますが、今回の設置位置、画角、カメラの性能ですとか、そういうところも含めて、既存のカメラを利用せずに新しいカメラを設置しまして、実証実験の期間だけ一時的に利用したいということで、このような実験を行うというものです。

（立花委員）　今、先生が質問されていたことに関しては、基本的にこれから検討するという意味でしょうか。市にとっての具体的なメリットが、まだはっきりとはしていないということですよね。

（上林地域安全課主査）　はい。確定的にこういったメリットがあるというところまでは、まだ見出せておりませんので、そういったことも含めて実証実験で検証したいと考えています。ただし、客引き防止条例がある中で、客引き行為者を検知し、最終的には罰則を背景とした指導というものが当事者に対しても有効性があるものですから、そういったものに速やかにつなげられるのではないかと思います。

また、ＡＩが検知をして自動音声を出すことで、客引き行為を未然に防ぐという効果が

あるのではないかというところは、想定としてはございます。

（下井副会長）　公益上の必要性があるというところで、特に一般の通行人との関係において、この条例を実効的に適用させるためにはＡＩカメラが非常に有用であろうということ、それが本当に有用であるかどうかを実験するということを強く言っていただかないといけないと思います。

本当に有用かどうかを実験するわけです。ＡＩカメラを使うことが、どれだけこの条例を適用するに当たって有意義であるかということを強調していただかないと。

一般の通行者の個人情報は、本来は必要ないが、どうしても入ってきてしまう情報ですよね。その取扱いについては、きちんと行うということを、きちんとおっしゃっていただかないといけないと思います。

（本澤委員）　今回は実証実験の話ですということと、その後、有用であればカメラを活用しますということは、区別しなければいけないが、公益性ということを考えると、有用であった場合のことも言わないと、ＮＴＴデータの製品開発に協力しているだけではないかということになりかねないですね。

（下井副会長）　後者の必要性を強調できればできるほど、実証実験の必要性も強調できると、そういう関係ではないでしょうか。

（中村委員）　実証実験というのは以前もあったと思いますが、今回は前とは違うと思います。以前は、システム自身は何％の認識率があるというのがきちんと出ていて、それを千葉市の中で使うことの実証実験でしたが、今回、どう聞いていてもそうではなくて、データを収集して解析するという話になっていて、それは少し違うのではないかなという気がします。

（石河委員）　先ほども言いましたが、最終的に千葉市の現地で確認したもので、ＮＴＴデータさんは仕上げて、ＡＩカメラとして多分売り出すと思います。出来上がったものは、最初に千葉市が使わせてもらえるから、他の市町村より先にＡＩカメラの結果を調査員に流すことができて、的確に客引き行為を止めることができますということを言い切れればよいですが、今日の話を聞いている限り、言い切れないのではないでしょうか。

（上林地域安全課主査）　このカメラを他市に比較して著しく優位に利用できるという形ではございませんが、少なくとも、千葉市の現場で収集して出来上がった技術であり、繁華街で実装できるという可能性については、他市に比べては有利な面もあります。ご指摘されるような、千葉市ならではの優位性というものは確かにないところではございます。

（石河委員）　そうすると、何で千葉市だけリスクを冒してＮＴＴデータさんに協力しなければいけないのかという理由が分からなくなります。

（井原委員）　ＮＴＴデータさんの社内でもある程度実験されていて、これの有用性を確認した場合には、千葉市は導入する方針であるということではないのでしょうか。千葉市の施策に生かされるかどうかというところがはっきりしていないので、ＮＴＴデータさんに協力するだけになってしまうのではないかというようなことになっている気がします。

（上林地域安全課主査）　客引き防止対策の一番の武器としては、やはり指導員による指導というのがございますが、どうしても時間帯、指導員がいる場所でなければ、そういった指導などの対処ができないという根本的な問題をこのカメラが解決してくれるかもしれません。絶対にいけますということはまだ申し上げられませんが、そういったものを目指して実証実験を行うものです。

また、今回は、実証実験の結果を見て、本市としては導入を検討するということを踏まえて、技術が確立されれば、私ども、あるいは他市における客引き対策を行っている自治体にとっては有用な技術になり得るものではないかと考えています。

（本澤会長）　映り込んでしまう客引き行為者ではない一般人の利益をどう考えるか、やむを得ないと言えるかどうかというところであるかと思います。映り込んでしまうのはしようがない、それだけでよいのかというご指摘であったのかなと思います。

将来的に客引きを特定できて指導できるようになるというメリットが大きいので、それと比較して、一般人に少し我慢してもらう。それとも、一般人が写り込んでしまうと、どれだけのメリットが他にあるとしても、それは駄目ではないかというふうに考えるのか。その辺りのことを、一般の人の方の利益を考慮するというところを強く言っていただかないとやむを得ないとまでは言えないのではないかという話になってしまうのかもしれません。

（下井副会長）　私も全く同じ考えです。一般の方々の個人情報を集めざるを得ないが、客引きの個人情報と、それ以外の人たちの個人情報はきちんと分けて、慎重に扱うということを積極的に言っていただかない限りは、やむを得ないという結論に帰着しないと思います。

（藤村委員）　私の方から、細かな点なのですが、資料２－４に「告知看板」と「カメラ盤告知」が示されており、「告知看板」の方には、「実証実験以外には映像は利用しません」という文言がありません。詳細は、ホームページを確認して下さいとして、ＱＲコー

ドを載せてありますが、勝手に撮られていて、詳細は見ろよと言われるよりは、市民目線としては、実証実験以外には使用しないから安心してねというように記載していただけるとありがたいと思います。

（上林地域安全課主査）　「告知看板」と「カメラ盤告知」に関して、記載の情報が違うということですが、「告知看板」の方にも、実証実験以外には使用しませんということを、それで安心感を与えられる形で、周知の方法を検討したいと思います。

（栗原委員）　カメラで映している段階では、どの人が客引き行為者であるのか、一般の方であるのかということが分からない状況での情報なのですよね。

（上林地域安全課主査）　はい。

（栗原委員）　どこの部分を個人情報として大切に扱っていくかというところの仕分けみたいなものがはっきりしていると、分かりやすいかなという感じがしました。

２ページの４番のところでは、「通行者、客引き行為者」と分けて記載されています。撮っているときは、この人が客引きなのか、この人は客引きではないのかが分からないのではないかと思います。

それから次の７ページの７番の（２）では、通行人、客引き行為者、その他の人物という形で３通りに分けています。その辺が、少し分かりづらかったですね。

（上林地域安全課主査）　まず、２ページの方で、通行者と客引き行為者とを分けていますのは、一番撮りたいのは客引き行為者の歩行の態様ですが、同時に通行者も映りこんでしまうということで、記載せざるを得ないというためです。繁華街にいる人たちは、大体この２つに分けられる中で、客引き行為者の方を分析していきたいということをいうために、あえて通行者、客引き行為者というふうに分けて記載をしたものです。

７ページの方に「その他」と書いていますのは、客引き行為者、通行人、それ以外に現場にいる人がいるかもしれないと思いましたので記載をしました。

映像を撮るときには、その場に居合わせた方はすべて撮影しますので、客引きも通行人も同時に同じ画面に入ってくることになります。その中から、ＡＩが通行者、客引き行為者の動きを全て検知しますが、特有の動きをしている客引き行為者だけ、これは客引き行為者ですということでＡＩが判断をするという形になっています。

（栗原委員）　判断するというのは、将来的にということですか。

（上林地域安全課主査）　いいえ、今回の実証実験でも、映像を解析パソコンに移し替えて、ＮＴＴの事業所内で解析を行います。

（片桐委員）　そうすると、カメラで撮っていますが、動きで判断するということは、個人の顔というのは、あまり映らないということでしょうか。

（上林地域安全課主査）　カメラの中に映ってはいます。客引きは現場において繰り返し客引き行為を行っていますので、同じ人間が何度も画面に入り込むことがあります。行為者の容貌は、同定するための１つの項目として使うことになります。

（下井副会長）　呼び込みは、別に違法ではないですよね。

（上林地域安全課主査）　はい。

（下井副会長）　ある人が違法なことをしたが、この人は常に違法行為をするわけではないですよね。

この書き方ですと、最初から客引き行為者が決まっているような書きぶりですよね。

（栗原委員）　そうですよね。

（下井副会長）　呼び込みしている人もいれば、通行人もいれば、客もいるわけでして、その中で呼び込みをしている人が何らかの行為をしたら、それが客引き行為ですよね。

ある人が何かをしたときに、初めて違法となるわけで、そういうルールの下で最初から対象が客引きと書いてしまうと、違和感を持たれてしまうのではないかなと思います。客引きかどうかをはっきりさせるために、撮影して分析するわけですから、そこは工夫して書いていただかないと、分かりづらいという指摘になってしまうのではないでしょうか。

（中村委員）　今回は、ただ映像を撮って、後で分析しましょうという話ですから、撮っているのは全員です。その分析も、本当にＡＩがやっているのか、ＡＩに学習させるために誰かが見ながらデータを入れているのか分かりませんが。

（上林地域安全課主査）　分析に関して、ＮＴＴからご説明します。

（ＮＴＴ東日本　八島主査）

ＮＴＴ東日本の八島と申します。

ＡＩはＮＴＴデータ社の社内で行為を学習しておりまして、精度が今のところ想定では８割程度と高い精度で呼び込みを検知できると考えています。

ついては千葉市様の現地で実験を行うのではなく、市民の方がお困りになっている迷惑行為を検知ができるということの確認を行うためにこの実証を行い、証明したいということです。

（中村委員）　ということは、既に学習済みのデータセットがあって、それに対して今回のデータを入れて、それで客引きなのかそうでないのかというデータを出されるというこ

とですか。それを千葉市側が検証をされるということですか。

（上林地域安全課主査）　はい。

（石河委員）　そういうことでしたら、最初からそうやって説明してもらわないと、ＮＴＴデータさんにデータだけ提供するというようなイメージをどうしてもみんな持ってしまいます。

（中村委員）　今回、千葉市が提供するものをデータセットとして入れるわけではないというふうに思えばよいですか。あくまでテストデータだけ、これからは学習しませんということでよいですか。あるいは学習した後、捨てますということでよろしいですか。

（上林地域安全課主査）　ＮＴＴデータの方からご説明させていただきたいと思います。

（ＮＴＴデータ　山口課長）

学習についてですが、実際に客引きに関しましては、学習ＡＩというよりは、こういう形で歩いて、こうやって付きまとうとか、そういった客引きのような行為をとらえて、客引き行為として事前に作りこんだパターンと照らし合わせるもので、今回、新たに学習するという話ではありません。

ただ、あらかじめ学習させた客引き行為のパターンとはまた別の動きをする方もいますので、そうした行為に関しましても今回、調査をさせていただくという形になります。

（本澤会長）　いろいろとご指摘、ご意見がありましたので、説明資料としては本日の意見を踏まえて修正していただく必要があるのかなと思っています。その上で、また改めて審議した方がよろしいですかね。

（異議なし）

（本澤会長）　今日ご説明いただいた内容や説明資料について、再度ご検討いただくということでお願いしたいと思いますが、事務局としてもそれでよろしいですか。

（石川市政情報室長）　はい。分かりました。

（ＮＴＴ東日本　八島主査）　すみません。９月に制定され４月から施行される客引き防止条例にのっとり、市民の方が迷惑されている事情というのを何としてもご協力させていただきたいということで、２年前に結んだ包括連携協定、様々な事業の中で今回も弊社で、まずは実証させていただいて、何とか結果を残したいということで１年以上かけて準備してまいりました。ぜひ、２月、３月に実証実験で結果をご提出いただけましたら、４月からの施行に役に立つのかどうかということを判断していただけるという思いで、このスケジュールでやってまいりました。ぜひ、４月から市民の方のお役に立てるサービスを使っ

ていただくためには、判断として実証を認識していただくためにも、この２月、３月で実証自体をやらせていただきたいと思っています。すみません。差し出がましいお話でございましたが、よろしくお願いします。

（石川市政情報室長）　これまでの委員の皆様のご意見を踏まえて、資料は修正させていただきますが、諮問の趣旨としては、ご了解いただいたということでよろしいのでしょうか。再度、審議会を開催するということになりますと、実施機関とＮＴＴが希望している２月、３月の実証実験には間に合わなくなってしまいます。

例えば、場合によっては、資料を修正させていただいて、メール等でのやり取りの中で、ご了解をいただくというのも１つの方法かとは思いますが。

（石河委員）　４月からサービスを使っていただきたい、とＮＴＴさんがおっしゃっていましたが、４月の段階では、指導員に通知するというような仕組みはできないのですよね。

（石川市政情報室長）　はい。４月にはできません。

（井原委員）　ＮＴＴさんは４月から役に立てたいとおっしゃっているが、４月から市の方で使うというお話は、この会議で１回も出てこなかったから、かみ合っていません。それなのに実証実験だけ２月、３月にやりたいということが、つながってきません。

実証実験の結果によって採用するかを判断するということは分かるのですが、そのほかの費用や運用面の課題については、実証実験の結果とは関係なしに判断できる話だと思います。４月から始まるからとおっしゃるが、４月になったらどのように市民の方に使われるかが示せないということですと、違和感があります。

（上林地域安全課主査）　本市としては、４月から客引き防止条例が本格的に施行されて、指導も始まります。仮にこの２月、３月で実証実験を行ったとしても、４月に直ちにＡＩカメラを導入するということではございません。そこから、結果の内容に関しまして評価をしていき、本市として対策の１つとして導入するかという判断は、今後になります。

（久我総務部長）　実証実験の範囲についても不明確なところがございましたので、再度、整理をして審議会の方でご審議をいただくという形でお願いしたいと思います。

（本澤会長）　今、お話がありましたような形でよろしいでしょうか。

（異議なし）

（本澤会長）　それでは、審議会については、そのような形で行いたいと思います。

では、ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

（なし）

（本澤会長）　では、議題の２については以上です。

◆その他

（北島主査）　本日の会議の議事録の確定方法です。後日、事務局で議事録の案を作成しまして、委員の皆様へお送りします。その後、ご意見を頂戴いたしまして、いただいたご意見を基に修正案を作成しますので、その確定については会長に一任していただく形でお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（本澤会長）　よろしいでしょうか。

（異議なし）

（本澤会長）　では、そのような形でお願いします。

（北島主査）　では、事務局からは以上です。

（本澤会長）　それでは、以上をもちまして、第２９回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を終了します。

ありがとうございました。

（久我総務部長）　長時間にわたりまして慎重なご審議ありがとうございました。今後とも、何とぞよろしくお願い申し上げます。